

電子帳簿保存法の 対策ポイント

令和5年までに義務化対応準備を！

電子取引について電子帳簿保存法に対応した保存が、当初予定の令和4年1月から2年間の猶予期間が設けられ、令和6年1月より“完全”義務化されます。猶予期間はあるものの、企業が対応すべき範囲は想像以上に広く、しっかりとした対策が必要です。電子帳簿保存法とは関係がないと思っている企業でも、取引先からメールなどに添付されて送られてきた請求書のPDFファイルやEDIシステムで授受されたデータは、必ず電子データで法令要件に従って管理することが必要となりました。

今回のセミナーでは、準備すべき事や電子取引の保存要件についての解説などを分かりやすく説明します。

セミナーカリキュラム

◆電子帳簿保存法の概要

- ・電子データ保存のメリットとデメリット
- ・改正のポイント
- ・電子帳簿保存法とインボイス制度の関係

◆電子帳簿保存法の3つの区分について

- ①電子帳簿等保存 ②スキャナ保存 ③電子取引

◆ケース別での対応策

講師

公認会計士 コンサルタント

かわぐち ひろゆき

川口 宏之 氏



2000年より国内大手監査法人である監査法人トーマツにて、会計監査業務を担当。その後、証券会社、ITベンチャー企業の取締役兼CFOを経て、独立系の会計・税務の総合コンサルティングファームにて、コンサルティング活動と講師活動を開始。中小・零細企業から大企業まで、様々な会社の会計・税務のコンサルティング業務を行うとともに、全国各地で会計・税務関連のセミナー・講演活動を行う。

日時 令和4年9月14日(水) 14:00 ~ 16:00

会場 ぴ〜ファイブしまだ音楽広場(島田市本通五丁目2番の2) / Zoomでの受講も可能

受講料 無料

定員 【合計60人 ※いずれも先着順】
30人(会場) / 30人(Zoom)

問い合わせ 島田商工会議所 TEL: 0547-37-7155 FAX: 0547-37-5250

申込み 9月9日(金)までに下記用紙にご記入の上、FAXにてお申し込みください。

Zoomでの受講を希望の方は、下記申込書にメールアドレスをご記入ください。

9月12日(月)までに受講用URLをお送りいたします。

(※9月12日(月)までにメールが届かない場合は、担当大池までご連絡ください。)

(切り取らずにそのまま送信してください)

島田商工会議所 行 セミナー参加申込書 (会場 ・ Zoom 印をご記入ください) 令和4年 月 日

事業所名		TEL	
住所		FAX	
受講者名		メールアドレス <small>(Zoom希望の方のみ)</small>	

※ご記入頂いた情報は、当所からの各種連絡・情報提供のために利用するほか、セミナー参加者の実態調査・分析のために利用することがあります。